

○厚生労働省告示第五百九十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第二十二條の三第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件(平成十五年厚生労働省告示第...

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一条第三号イ中「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十條の二第二項第二号の精神障害者授産施設に入所している障害者並びに」を「に入所しているもの、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十條第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援(機構が別に定めるものを除く)を利用しては、精神障害者及び」に改める。

○厚生労働省告示第五百九十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、及び社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五條第三項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五條第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付(昭和五十二年厚生省告示第百二十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第二条中「第二十一條の九の二」を「第二十一條の五」に改める。

○厚生労働省告示第五百九十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第九十八條第十一号及び船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七條第十号の規定に基づき、健康保険法施行規則第九十八條第十一号及び船員保険法施行規則第四十七條第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第百五十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第三条中「第十八條第四項の」を「第十八條第二項の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十條第五項の厚生労働省令で定める施設又は」に改める。

○厚生労働省告示第五百九十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第九十八條第十一号及び船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七條第十号及び第七号及び第七号ノ二ノ九第九條の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十條第八号及び第七十條第十号並びに船員保険法施行規則第四十七條ノ二ノ八第七号及び第四十七條ノ二ノ九第九號の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号中「第二十一條の九の二」を「第二十一條の五」に改める。

○厚生労働省告示第五百九十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第九十八條第十一号及び船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七條第十号及び第七号及び第七号ノ二ノ九第九條の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十條第八号及び第七十條第十号並びに船員保険法施行規則第四十七條ノ二ノ八第七号及び第四十七條ノ二ノ九第九號の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百九十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、及び船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)第四十六條第一項第二号の規定に基づき、平成十八年厚生省告示第八十三号(船員保険法第四十六條第一項第一号の規定に基づき、身体障害者療護施設に準ずる施設を定める件)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同年九月以前の月に係る介護料の支給については、なお従前の例による。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一条中「第二十一條の九の二」を「第二十一條の五」に改める。

○厚生労働省告示第五百九十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第五十條の五第十二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五十條の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十八年厚生労働省告示第百七十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第二条中「第十八條第四項の」を「第十八條第二項の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十條第五項の厚生労働省令で定める施設又は」に改める。

○厚生労働省告示第五百九十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第五十條の五第十二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五十條の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十八年厚生労働省告示第百七十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第三条中「第十八條第四項の」を「第十八條第二項の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十條第五項の厚生労働省令で定める施設又は」に改める。

○厚生労働省告示第五百九十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第五十條の五第十二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五十條の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十八年厚生労働省告示第百七十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一条中「第二十一條の九の二」を「第二十一條の五」に改める。

○厚生労働省告示第六百号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第五十條の五第十二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五十條の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十八年厚生労働省告示第百七十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫